

農林振興事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十六号

農林振興事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

農林振興事務所長に対する事務委任規則（平成十四年三月奈良県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。